

令和5年度

第2回 水戸市城東市民センター運営審議会

日 時 令和6年2月19日(月)
午後1時30分～
場 所 水戸市城東市民センター
1階学習室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 令和5年度事業報告について
 - (2) 令和5年度利用状況報告について
 - (3) 令和6年度定期講座募集(案)について
 - (4) その他
- 4 閉 会

(1) 令和5年度事業報告について

ア 生涯学習活動の推進事業関連

○ 一般成人教養講座

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 8月29日(木)	スマホ体験講座 インターネットでの情報検索, カメラ操作等 講師 スマートフォンアドバイザー 3名	15

○ 夏休み子ども体験教室

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 8月1日(火)	習字教室 小学生3年生以上夏休み課題作品 講師 小野 霞翠	9
2	令和5年 8月8日(火) 9日(水)	絵画教室 各児童のテーマによる下書きから色付け等 講師 関 徹	23

○ 城東女性学級（城東女性会との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 6月21日(水)	「名字の歴史と由来」 講師 高信 幸男	54
2	令和5年 7月4日(月)	心と身体をととのえて～シンキングボウルによるヒーリング～ 講師 シュレスタ ルベス	17
3	令和5年 11月24日(金)	お菓子教室 どら焼き・さつまいもとかぼちゃのケーキ 講師 軽部 知美	12
4	令和5年 12月14日(木)	園芸体験教室 葉ボタンやシクラメン等の寄せ植え体験 講師 渡辺 達也	15
5	令和6年 3月5日(火)	移動学習 東京スカイツリーへの研修	

○ 福寿学級（城東地区高齢者クラブ連合会との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 6月22日（木）	高齢者の健康管理教室 講話「高齢者の健康管理について」 講師 原 毅	29
2	令和5年 7月19日（水）	輪投げ教室 輪投げをとおしての健康づくり	14
3	令和5年 11月27日（月）	移動学習 大子りんご園，和紙人形美術館見学	29

○ 家庭教育強化事業（城東保育所との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 6月29日（木）	ふれあい学級 親子エクササイズ 講師 菊池 亜希乃	26

○ 家庭教育強化事業（城東女性会との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 7月7日（金）	親子ふれあい体験教室 たなばたまつり 短冊を作って飾ろう 講師 十 万 久美子	19
2	令和5年 12月1日（金）	親子ふれあい体験教室 クリスマス会 講師 十 万 久美子	22

○ 子育て広場（城東女性会との協働事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	月例開催	毎月第1金曜日開催 8回 安全な乳幼児同士及びその保護者同士の交流を図るとともに，女性会の方々による子育ての悩み等の相談の場となっている。	80

イ 学習の成果を生かす環境づくり関連

○ 第 44 回城東文化展の開催

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和 6 年 2 月 3 日 (土) 4 日 (日)	第 44 回城東文化展 作品展示, 催事及び福祉バザー	2 日間 530
2	令和 6 年 2 月 17 日 (土)	第 44 回城東文化展 発表会 (クラブ、一般出演) 卓球教室の開催	

ウ 地域コミュニティ活動の推進関連

○ スポーツレクリエーション部との共催事業

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和 5 年 5 月 28 日 (日)	城東地区お父さんソフトボール大会 会場 元石川市民運動場 優勝 シロウ 準優勝 Jーミラクル	28
2	令和 5 年 5 月 28 日 (日)	第 40 回城東地区高齢者スポーツ大会 会場 城東市民センター 輪投げ 1 チーム ボールダート 3 チーム	33
3	令和 5 年 10 月 1 日 (日)	東部ブロック球技大会 (お父さんソフトボール) 会場 元石川市民運動場 Jーミラクル出場 (3 位)	20

○ スポーツレクリエーション部・城東女性会との共催事業

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和 5 年 6 月 10 日 (土)	城東地区グラウンドゴルフ大会 会場 城東小学校 校庭	25

○ 市民運動会

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和 5 年 10 月 1 日 (土)	城東地区市民運動会開催に伴う城東小学校校庭の除草, 整地等奉仕作業	43
2	令和 5 年 10 月 8 日 (日)	城東地区市民運動会 会場 城東小学校校庭	1, 500

○ 生活環境部との協働事業

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 5月25日(木) 6月12日(月) 令和6年 3月7日(木)	花いっぱい運動の推進 花苗配布 ベコニア 5団体 サルビア, マリーゴールド 13団体 パンジー 14団体	—
2	令和5年 6月23日(金)	花壇コンクール 地区花壇の審査 9団体 水戸市中央審査へ6団体推薦 若宮保育所, 杉山保育所, 城東保育所, 蔵前町内会, 細谷本郷 睦会町内会, 川岸通立浪町町内会	—
3	令和5年 6月18日(日) 8月20日(日) 11月19日(日)	桜川流域清掃 那珂川水系クリーン作戦 国道6号クリーン作戦	95 49 30

○ 生涯学習部との協働事業

回	発行日	内 容	参加人数
1	令和5年 9月15日(金)	「ふれあい城東」第65号 発行	—
2	令和6年 3月	「ふれあい城東」第66号 発行予定	—

○ 合同移動学習（研修会）

（社会福祉協議会城東支部との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和6年 2月8日(木)	生涯学習関係団体等合同移動学習 鹿嶋市及び香取市方面への合同研修	17

エ 地域防災活動との連携

○ 自治会連絡部との協働事業

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 7月25日(火)	災害時応急給水装置の組立・撤収訓練 会場 城東市民センター 講師 水戸市水道部	10
2	令和6年 3月9日(土)	城東地区避難所開設訓練「支援機材確認会」 会場 城東市民センター	

オ 城東市民センター運営審議会

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和5年 6月28日(水)	議題 (1) 令和4年度利用状況について (2) 令和5年度運営方針等について (3) 令和5年度事業計画について (4) 令和5年度定期講座募集状況について	5
2	令和6年 2月19日(月)	議題 (1) 令和5年度事業報告について (2) 令和5年度利用状況報告について (3) 令和6年度定期講座募集(案)について	

(2) 令和5年度利用状況について

団体別利用状況（館外事業含む）

令和5年4月～令和6年1月

区分 月	市民センター (館外事業含む)		社教		市		県		その他 (人数に図書利用 人数を含む)		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	22	336	11	169	10	138	0	0	57	641	100	1,284
5	44	589	12	221	9	122	0	0	38	280	103	1,212
6	50	797	8	72	10	136	0	0	41	331	109	1,336
7	45	572	7	47	12	155	0	0	53	572	117	1,346
8	22	357	6	49	4	48	0	0	38	314	70	768
9	46	612	9	144	11	135	0	0	48	414	114	1,305
10	43	2,013	8	77	6	77	0	0	48	435	105	2,602
11	47	666	8	68	7	97	0	0	48	425	110	1,256
12	40	523	6	41	12	177	0	0	40	421	98	1,162
1	39	477	10	116	11	121	0	0	41	383	101	1,097
2												
3												
合計	398	6,942	85	1,004	92	1,206	0	0	452	4,216	1,027	13,368
前年度	406	6,304	87	1,010	122	1,973	2	28	369	3,257	986	12,572

部屋別利用状況（図書利用を含まない）

令和5年4月～令和6年1月

部屋 月	集会室		和室		学習室		調理室		館外		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	45	625	12	96	40	506	1	20	2	30	100	1,277
5	45	638	16	110	36	348	3	43	3	63	103	1,202
6	48	642	17	127	37	348	3	41	4	169	109	1,327
7	56	776	15	104	40	364	4	61	2	36	117	1,341
8	41	468	10	57	18	187	0	0	1	49	70	761
9	54	667	16	128	39	372	2	29	3	106	114	1,302
10	45	511	17	130	36	348	4	64	3	1,536	105	2,589
11	50	579	17	136	35	334	3	43	5	155	110	1,247
12	52	725	14	119	29	259	2	32	1	20	98	1,155
1	51	602	13	101	35	365	2	27	0	0	101	1,095
2												
3												
合計	487	6,233	147	1,108	345	3,431	24	360	24	2,164	1,027	13,296

前年度	502	6,529	115	897	314	2,858	22	315	33	1,914	986	12,513
-----	-----	-------	-----	-----	-----	-------	----	-----	----	-------	-----	--------

図書利用状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	前年度
利用人数	7	10	9	5	7	3	13	9	7	2			72	59
利用冊数	18	19	28	13	15	6	26	18	12	8			163	164

(3) 令和6年度事定期講座募集（案）について

別添、「令和6年度 城東市民センター 定期講座受講生募集」チラシ参照

(4) その他

○水戸市市民センター条例

平成21年 9 月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3 月24日条例第13号

平成23年 3 月25日条例第 9 号

平成23年 7 月12日条例第25号

平成26年 6 月30日条例第36号

平成27年 3 月24日条例第 9 号

平成28年 6 月30日条例第34号

平成30年 6 月22日条例第32号

平成30年12月20日条例第60号

令和 3 年12月24日条例第62号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそ

れがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)

の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則（令和3年12月24日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・令3条例62・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新莊市民センター	水戸市新莊2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1

水戸市千波市民センター	水戸市千波町114番地の6
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

令和6年度 城東市民センター 定期講座受講生募集

募集期間 令和6年4月8日(月)～4月18日(木)
受付時間 午前9:00～午後5:00(平日のみ)

❖申込方法・城東市民センター窓口で申し込みください(先着順)

※電話・FAXでのお申し込みは、お受けいたしません。

・募集人数になり次第締め切ります。



❖会費・開講日に各講座の会計担当者へ納入してください。

・材料費・教材費は、講座により別途負担となります。

・原則として、納入後の返金はいたしません。

・参加人数により、会費に変更が生じることがあります。

❖その他・定員に満たない場合は、中止になる場合があります。

・各講座の開催日は、祝日や市民センター行事により変更になる場合があります。



・当日体調不良の場合は、参加をお控えください。

お問い合わせ 水戸市城東市民センター 電話 029-221-9974

【クラブ】自主運営 令和6年5月～令和7年3月まで（8月は休講）

曜日	クラブ	開催日	時 間	年会費	定員	募集人数	開講日	講師名	内 容
月	コ ー ラ ス	第1・3	10:00～12:00	10,000円	20	7	5/20	安 は る み 山 田 陽 子 (伴 奏 者)	声を出すことは、心身を健やかにします。 一緒に楽しく歌いましょう
	木 目 込 み 人 形	第2・4	13:30～15:30	5,000円	10	3	5/13	自 主 活 動	真多呂人形学院に材料を注文し作品をつくります。
火	菓 子 つ く り	第1	9:30～12:00	5,000円	16	8	5/7	軽 部 知 美	身近な調理器具と材料を使って、アイデアいっぱいのお菓子を作ってみませんか
	楽 し い 童 謡	第1・3	13:30～15:30	8,000円	35	10	5/7	飛 田 淳 子 増 淵 亜 依 (伴 奏 者)	皆で無理なく楽しく歌いましょう♪ ピアノ伴奏付き
	卓 球 B	第2・3 第4・5	9:00～12:00	2,000円	25	7	5/14	自 主 活 動	健康増進のため、明るく楽しく活動しています。初心者大歓迎
	陶 芸	第1・3	13:30～15:30	7,000円	10	2	5/7	自 主 活 動	粘土で物作りの楽しさを味わってみませんか。 初心者大歓迎(材料、窯代含む)
	ヨ ガ	第1・3	10:00～11:30	7,000円	20	4	5/7	鯉 沼 千 加 子	体の硬さをリラックスさせるヨガ。 一緒に楽しんでみませんか！
	囲 碁	第2・4	13:00～16:30	1,000円	20	6	5/14	自 主 活 動	親睦と老化防止のため、毎月第2・第4火曜日の午後、対局を開催しています。囲碁初心者の方も大歓迎です。
	漢 字 仮 名 ま じ り 書 道	第2	13:30～15:30	7,000円	12	2	5/14	會 沢 小 伯	俳句、諺などを講師の手ほどきにより毛筆で魅力のある作品に仕上げます。
	フ ォ ー ク ダ ンス	第2・4	13:30～15:30	10,000円	20	11	5/14	青 木 貴 子	世界の国のダンスを楽しく踊りましょう☆
水	手 編 み	第1・3	10:00～12:00	10,000円	10	4	5/1	渡 辺 紀 美 子	初心者大歓迎です。小物からセーターまで自由に編んでいます
	俳 句	第1・3	13:00～16:00	7,000円	22	2	5/1	矢 須 恵 由	俳句初心者の方も大歓迎です。 和気あいあいの楽しい句会です
	料 理	第2	10:00～12:00	3,500円	25	6	5/8	高 杉 昭 子	作って簡単、食べて美味しく、見た目もステキ！講師撮影の写真付きレシピで毎回ワクワクしながら調理しています
	園 芸	第3	13:30～15:30	5,000円	20	4	5/15	渡 辺 達 也	ガーデニング友達になりませんか
木	歌 謡	第1・3	9:30～12:00	10,000円	30	10	5/2	金 沢 は る み	歌うことで、歌唱力、健康力アップ！リズムある人生を
	健 康 気 功	第1・3	10:00～12:00	8,000円	15	6	5/2	横 須 賀 裕 子	健康維持に始めてみませんか
	絵 て が み	第2・4	10:00～12:00	10,000円	12	3	5/9	征 矢 百 代	ほっこり描いた絵に、ひと言添えて楽しめます
	民 謡	第2・4	10:00～12:00	10,000円	25	10	5/9	金 沢 は る み	発声方法を学びながら、古き良き歌を楽しく歌っていきましょう
	骨 盤 体 操	第2・4	13:30～15:00	7,000円	16	2	5/9	根 本 貴 世 子	骨盤周辺の筋肉を左右均等にしていストレッチです
金	書 道	第2・4	13:30～15:30	10,000円	12	5	5/10	平 塚 天 浪	初心者歓迎！ 自然と字が上手になります
	卓 球 A	第2・3 第4・5	9:30～12:00	3,000円	18	1	5/17	自 主 活 動	試合出場可能な方！！
	生 花	第3	9:30～11:30	7,000円	15	5	5/17	和 知 静 子	四季折々の美しい草花でお部屋の空間を飾ってみませんか
土	絵 画	第2・4	13:30～16:00	8,000円	18	4	5/11	関 徹	講師を中心に笑いの中で絵を描いています。写生中心のグループと写真を見ての絵画、油絵を描くグループがあります
	グラウンドゴルフ	第2・4	13:00～16:00		40	11	5/11	自 主 活 動	城東小学校の校庭にて楽しくプレーしています。皆様のご入会をお待ちしております